

いじめ重大事態の捉えとその対応について

1 いじめの重大事態とは

【第1号】

いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に**重大な被害が生じた疑い**がある
⇒自殺を企図した、心身に重大な被害を被った、いじめを理由に転校した など

【第2号】

いじめにより児童生徒が相当の期間学校を**欠席することが余儀なくされた疑い**がある
⇒「相当の期間」とは、年間30日の欠席を目安とする

いじめの重大事態の判断を行うのは、学校の設置者又は学校である。

上記の【第1号】又は【第2号】に該当しない場合でも、児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」と申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめではない」と判断しても、重大事態が発生したものとして、報告・調査等に当たらなければならない。

2 重大事態調査について

上記の**疑いが生じた段階から**学校の設置者又は学校は、調査の実施に向けて動き出さなければならない。その調査については、学校の設置者が主体となるのか、学校が主体となるのかの判断は学校の設置者が行うものとする。

重大事態調査の**目的**は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするのではなく、**当該重大事態への対処及び再発防止策を講ずること**にある。

3 調査組織について

実際に調査を行う組織については概ね以下の体制が考えられる。

【学校の設置者が主体:教育委員会方式】

教育委員会の指導主事など学校の設置者の職員のほか、必要に応じて、弁護士、医師、SC、SSWなどの専門家が参画した調査組織

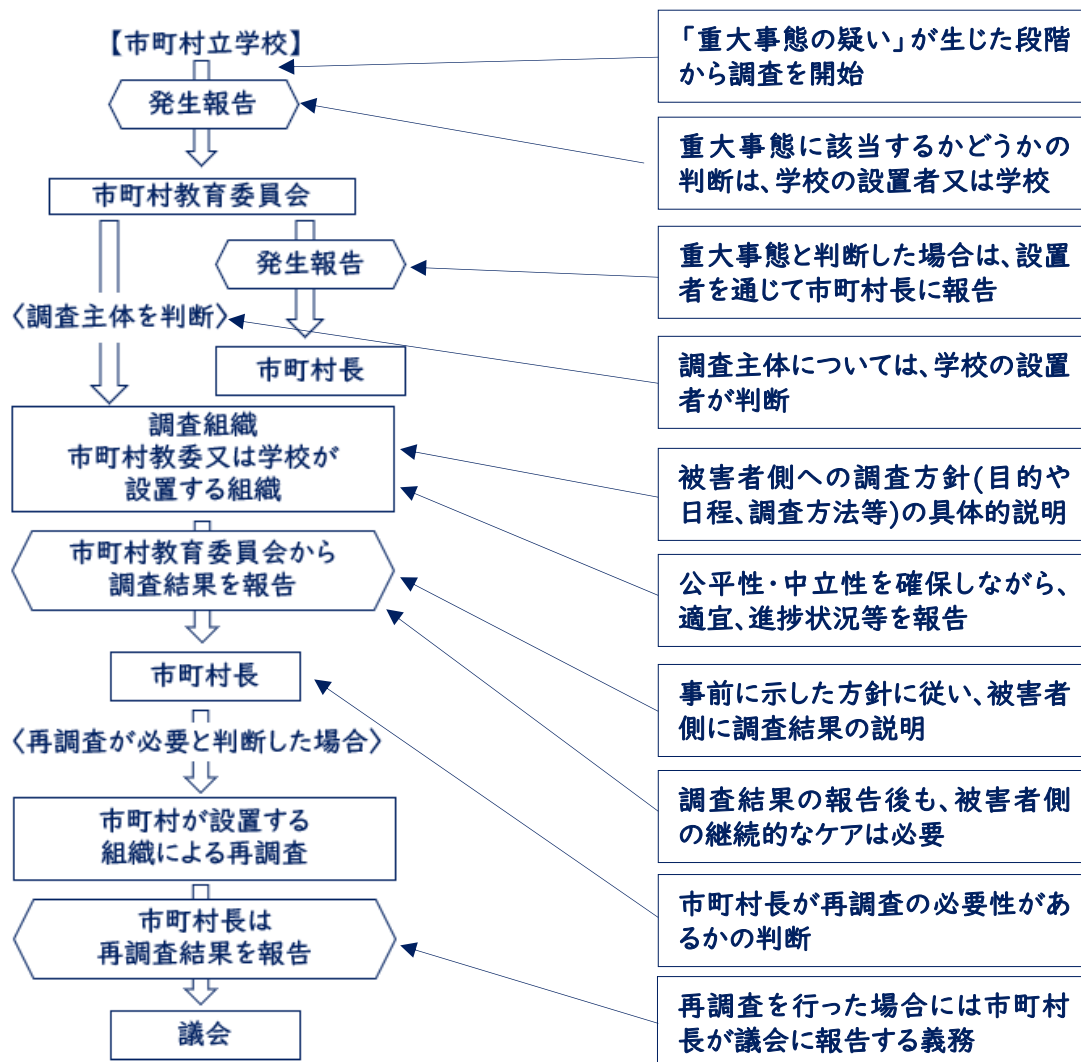
【学校が主体:学校いじめ対策組織方式】

各学校に設置されている学校いじめ対策組織の職員のほか、必要に応じて、弁護士、医師、SC、SSWなどの専門家が参画した調査組織

【第三者委員会方式】

全ての調査委員が第三者となる専門家で構成された調査組織とし、委員は弁護士や医師、学識経験者、心理・福祉の専門家などが想定される

4 重大事態への対応フロー図



(「福島県いじめ防止基本方針」より抜粋)

5 気を付けたいこと

- 単なるけんかや悪ふざけであると軽く捉え、「いじめ」と認知せずに放置したままている
- 現時点では「いじめの疑い」の段階であると考え、調査等を進めず経過観察のままている
- 加害者側からの謝罪の場を設けたため、解決したものと学校側で判断してしまう
- 児童生徒・保護者が重大事態調査を望まなかったため、調査を進めずに終えてしまう
- 児童生徒・保護者からの申立てがあつたが、学校側で「いじめ」ではないと判断し、重大事態としての対応をしないままている
- 被害者側の保護者には詳細にわたる説明をしていたものの、加害者側の保護者への具体的な説明を怠ってしまう
- 「学校いじめ防止基本方針」等を保護者に説明する機会がなかったり、学校のホームページにアップしたりしていない